

平成十七年法律第百二十四号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条―第十九条）

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条―第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条―第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条―第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者に現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の業務において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 五 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同法第二十八項に規定する介護老人保健施設、同法第二十九項に規定する介護医療施設若しくは同法第五十条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同法第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同法第二十四項に規定する居宅介護支援事業、

同法第八条の二第二項に規定する介護予防サービス事業、同法第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同法第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

六 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすき立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大

による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十一条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受けて、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)
第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは回避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)
2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 (平成一八年六月二日法律第八三三号) 抄

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

二 五 略

六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八

条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第九十六条、第一百一十一条、第一百一十二条及び第三十条の規定 平成二十四年四月一日
(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)
第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八号第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十一条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十二条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十三条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十四条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十六条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十七条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十八条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九十九条の規定による改正前の健康保険法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百零一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百零一条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養型施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七号第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をすることがどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八号第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。
(罰則に関する経過措置)
第百三十一条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(処分、手続等に関する経過措置)
第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
(その他の経過措置の政令への委任)
第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年六月二日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四号の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附則（平成二十三年六月二日法律第七二号）抄

九号 抄

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

（調整規定）

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第

二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二号」とする。

附則（平成二十六年六月二日法律第八三号）抄

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第三項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

二 略

三 第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十二條の二、第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三條、第五十四條第三項、第五十四條の二、第五十四條の三第二項、第五十八條第一項、第六十八條第五項、第六十九條の三十四、第六十九條の三十八第二項、第六十九條の三十九第二項、第七十八條の二、第七十八條の十四第一項、第七十五條の十二、第七十五條の二十二第一項及び第七十五條の四十五の改正規定、同法第七十五條の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第七十五條の四十六及び第七十五條の四十七の改正規定、同法第六十條の四十九とし、同法第七十五條の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第七十七條、第七十八條、第七十九條の二、第八十二條第三項及び第八十二條の次に二条を加える改正規定、同法第七十六條及び第七十七條の改正規定、同法第七十九條の改正規定、同法第七十九條から第八十二條まで

の改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則一条を加える改正規定、第七條の規定（次号に掲げる改正規定を除く）、第九條及び第十條の規定、第十二條の規定（第一号に掲げる改正規定を除く）、第十三條及び第十四條の規定、第十五條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十六條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十七條の規定、第十八條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十九條の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三條（ただし書を除く）、第十四條から第十二條まで、第二十八條、第三十條、第三十二條第一項、第三十三條から第三十九條まで、第四十四條、第四十六條並びに第四十八條の規定、附則第五十條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、附則第五十一條の規定、附則第五十二條の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、附則第五十四條、第五十七條及び第五十八條の規定、附則第五十九條中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五條、第六十六条及び第七十條の規定 平成二十七年四月一日

四・五 略

六 第六條の規定（次号に掲げる改正規定を除く）、第十一條の規定、第十五條中中国民健康保険法第五十五條第一項の改正規定、同法第六十六條の二第二項第六号の改正規定（「同法第八條第二十四項」を「同法第二十五項」に改める部分に限る。）及び同法附則第五條の二第二項の改正規定、第十六條中老人福祉法第五條の二第三項の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同法第十條の四第一項第二号の改正規定（「規定する通所介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）

、同法第二十条の二の改正規定（「居宅介護サービス費」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、及び同法第二十条の八第四項の改正規定（「小規模多機能型居宅介護」の下に「地域密着型通所介護」を加える部分に限る。）、第十八條中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條第一項第五号の改正規定（「同法第八條第二十四項」を「同法第二十五項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二条及び第十三條の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条（第一項ただし書を除く。）、第二十一條、第四十二條、第四十三條並びに第四十九條の規定、附則第五十條中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第四号口の改正規定（「居宅サービス」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。）、附則第五十二條中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五條及び第五十六條の規定、附則第五十九條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六十條の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十七年五月二日法律第三一号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、

同法第五十三条第一項の改正規定、同法附則第四條の四の改正規定、同法附則第五條の改正規定、同法附則第五條の一の改正規定、同法附則第五條の三の改正規定並びに同條の次に四條を加える改正規定、第七條中船員保險法第七十條第四項の改正規定及び同法第八十五條第二項第三號の改正規定、第八條の規定並びに第十二條中社會保險診療報酬支払基金法第十五條第二項の改正規定並びに次條第一項並びに附則第六條から第九條まで、第十五條、第十八條、第二十六條、第五十九條第六十二條及び第六十七條から第六十九條までの規定 公布の日

第六十八條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この條において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二九年六月二日法律第五二號）抄

第一條（施行期日） この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條の規定並びに次條並びに附則第十五條、第十六條、第二十七條、第二十九條、第三十一條、第三十六條及び第四十七條から第四十九條までの規定 公布の日

二 第一條中介護保險法第五十二條及び第五十三條の改正規定、同法附則第二百二條第一項、第二百三條第一項及び第二百四條第三項の改正規定、同法附則第十一條及び第十二條の改正規定並びに同法附則第十三條を同法附則第十五條とし、同法附則第十二條の次に二條を加える改正規定、第二條中健康保險法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保險法（以下「平成十八年旧介護保險法」という。）第五十二條及び第五十三條の改正規定、平成十八年旧介護保險法第二百二條第一項、第二百三條第一項及び第二百四條第三項の改正規定、平成三十年八月一日

百十四條第三項の改正規定、平成十八年旧介護保險法附則第九條及び第十條の改正規定並びに平成十八年旧介護保險法附則二條を加える改正規定並びに第五條の規定（健康保險法第八十八條第一項の改正規定を除く。）並びに附則第三條から第六條まで、第十八條から第二十一條まで、第二十四條、第二十五條及び第四十四條の規定 平成二十九年七月一日

三 第一條中介護保險法第四十九條の二、第五十條、第五十九條の二、第六十條及び第六十一條の改正規定並びに第二條中平成十八年旧介護保險法第四十九條の二、第五十條及び第六十九條の改正規定並びに附則第十七條及び第二十二條の規定 平成三十年八月一日

第二條（検討） 政府は、この法律の公布後三年を目途として、第八條の規定による改正後の社會福祉法第六十條の三第一項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三條 平成二十八年度以前の各年度における被用者保險等保險者（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する被用者保險等保險者をいう。以下同じ。）及び健康保險法第二十條第一項の規定による保險者としての全国健康保險協會（以下「日雇特別被保險者の保險の保險者としての協會」という。）に係る介護保險法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第四條 平成二十九年度における被用者保險等保險者に係る介護保險法の規定による概算納付金の額は、第一條の規定（附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の介護保險法（以下「第二号新介護保險法」という。）第五十二條第一項第一号及び附則第十一條第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度に於いて第一條の規定による改正前の介護保險法（以下「第二号旧介護保險法」という。）附則第十一條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額とする。

第五條 平成二十九年度における被用者保險等保險者に係る介護保險法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保險法第五十三條第一号及び附則第十二條第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保險法附則第十二條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第六條（共生型居宅サービス事業者等に関する経過措置） 社會保險診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九號）による社會保險診療報酬支払基金（附則第二十一條第一項において「支払基金」という。）は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行後遅滞なく、平成二十九年度における各被用者保險等保險者及び日雇特別被保險者の保險の保險者としての協会に係る介護保險法の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2 介護保險法第五十五條第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

第七條（介護老人保健施設に関する経過措置） この法律の施行の際現に存する第一條の規定（附則第一條第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。以下この條において同じ。）による改正前の介護保險法（以下「旧介護保險法」という。）第八十八條に規定する介護老人保健施設（次條において「旧介護老人保健施設」という。）は、第一條の規定による改正後の介護保險法（以下「新介護保險法」という。）第八十八條に規定する介護老人保健施設（次條及び附則第二十八條において「新介護老人保健施設」という。）とみなす。

規定による改正前の介護保險法（以下「第二号旧介護保險法」という。）附則第十一條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 平成二十九年度における日雇特別被保險者の保險の保險者としての協会に係る介護保險法の規定による概算納付金の額は、第二号新介護保險法第五十二條第一項第二号の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保險法附則第十一條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第五條 平成二十九年度における被用者保險等保險者に係る介護保險法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保險法第五十三條第一号及び附則第十二條第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保險法附則第十二條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 平成二十九年度における日雇特別被保險者の保險の保險者としての協会に係る介護保險法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保險法第五十三條第二号の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保險法附則第十二條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第六條（共生型居宅サービス事業者等に関する経過措置） 社會保險診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九號）による社會保險診療報酬支払基金（附則第二十一條第一項において「支払基金」という。）は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行後遅滞なく、平成二十九年度における各被用者保險等保險者及び日雇特別被保險者の保險の保險者としての協会に係る介護保險法の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2 介護保險法第五十五條第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

第七條（介護老人保健施設に関する経過措置） この法律の施行の際現に存する第一條の規定（附則第一條第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。以下この條において同じ。）による改正前の介護保險法（以下「旧介護保險法」という。）第八十八條に規定する介護老人保健施設（次條において「旧介護老人保健施設」という。）は、第一條の規定による改正後の介護保險法（以下「新介護保險法」という。）第八十八條に規定する介護老人保健施設（次條及び附則第二十八條において「新介護老人保健施設」という。）とみなす。

正規定を除く。以下この條において同じ。）による改正前の介護保險法（以下「旧介護保險法」という。）第八十八條に規定する介護老人保健施設（次條において「旧介護老人保健施設」という。）は、第一條の規定による改正後の介護保險法（以下「新介護保險法」という。）第八十八條に規定する介護老人保健施設（次條及び附則第二十八條において「新介護老人保健施設」という。）とみなす。

第八條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧介護老人保健施設に入所し、旧介護保險法第四十八條第一項の施設介護サービス費を受けていた介護保險法第四十條第一項に規定する要介護被保險者（以下この條において「要介護旧入所者」という。）については、施行日以後引き続き前條の規定により新介護老人保健施設とみなされた当該旧介護老人保健施設に入所している間（当該旧介護老人保健施設に係る介護保險法第四十條第一項の規定による許可の取消しその他やむを得ない理由により、当該旧介護老人保健施設から継続して一以上の他の新介護老人保健施設に入所した要介護旧入所者にあつては、当該他の新介護老人保健施設に継続して入所している間を含む。）は、新介護保險法第八十八條第二十八項の要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者である要介護被保險者とみなして、新介護保險法第四十八條の規定を適用する。

第九條（共生型居宅サービス事業者等に関する経過措置） 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保險法第七十二條の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同條第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもつて、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十條 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保險法第七十八條の二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同條第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもつて、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

第十一條 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保險法第一百五十五條の二の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施

正規定を除く。以下この條において同じ。）による改正前の介護保險法（以下「旧介護保險法」という。）第八十八條に規定する介護老人保健施設（次條において「旧介護老人保健施設」という。）は、第一條の規定による改正後の介護保險法（以下「新介護保險法」という。）第八十八條に規定する介護老人保健施設（次條及び附則第二十八條において「新介護老人保健施設」という。）とみなす。

